

特集

中期計画スローガンを カタチにするために

番外編

グループホーム3類型に再編?!

今回は番外編として、現在厚生労働省で検討されている「障がい者グループホーム3類型再編」について、暮らしの現場を支えるぱれっとホームから、情報を集めて意見をお伝えします。

昨年の11月に行なわれた社会保障審議会障害者部会で、厚生労働省は障がい福祉サービスのグループホーム(以下GH)に地域移行を目的とした期限付きの新しい類型を創設する案を示しました。これは、東京都独自の「通過型GH」をモデルとして、入居期間を設定し、GHからアパートなどでの一人暮らしへの移行とGH退去後の生活支援を集中的に行なう内容となっています。現段階の案では、一人暮らしに向けた支援を実施する人員体制(社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職を配置するなど)や一人暮らしにつながった実績に対して報酬が支払われる仕組みです。利用対象者については年齢や障害種別、障害支援区分等で決めるのではなく、本人の選択制だとしています。

この期限付き新類型GHを創設する目的として国は「障がい者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、GHにおいて一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行なうこと」としています。つまり、GH利用者が一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望していても、現状既存のGHに留まらざるを得ないケースがあるため、希望者を対象として自立生活への移行のための支援(金銭管理、家事の訓練、住居確保や、GH退去後の定着支援)を一定期間行ない

本人が希望する地域生活を実現するというイメージです。

その一方で、近年のGH給付費の急増や入居者の重度高齢化を背景に、福祉関係団体からは「一人暮らしが可能な人(具体的には障がい程度が軽い人、若い人)はGHから一人暮らしへ移ってもらおうという思惑が見える」という意見が出ています。現段階では創設案を検討中で具体的なことはこれから分かってきます。しかし、高齢化によって国の社会保障給付費が年々増加していることや、営利法人が運営するGHの参入によりGH給付費が急激に増加していることを考えると、そのような「裏の目的」があっても不思議なことではありません。「新類型創設の本当の目的が何なのかが見えない」。このような声も実際にぱれっとホームの職員からも出ています。

ぱれっとつうしん 2021年8~9月号の「特集 中期計画スローガンをカタチにするために」では、ぱれっとホームの理念を見直し、新たな支援方針を打ち立てました。その中でも述べた通り、1993年の開設当初は、将来自立生活を目的とした通過型の生活寮をイメージしていました。しかし、家庭の事情や親の高齢化に伴い、入寮してくる家庭のニーズにも応えることで、ぱれっとホームは終の棲家となってきています。ぱれっとホームがこれからも、社会の中で必要とされる存

在となるようにするにはどうすべきか。今回の新類型 GH 創設案の動きは、今一度原点に立ち戻って GH の在り方について考えるきっかけとなります。

今回の特集では、新類型 GH 創設案について現場職員としてどのように考えるか、下記のぱれっとホームの基本理念に照らし合わせてお伝えします。

ぱれっとホームの基本理念

- ・入居者の自主性・自己決定を尊重する。
- ・入居者の方が地域の中で、その人らしい生活をおくる。
- ・自分の家のような場所として、何でも相談できる家づくりを目指す。

● 現場職員が考えること

① 一人暮らしのハードルの高さ

- ・一人暮らしをする場合の社会生活におけるハードルの高さを考えないといけない。身の回りのこと、住居探し、一人暮らしできるほどの収入、偏見の問題など。現実的に、一般の人と同じような暮らしにスムーズに移行できるかは疑問が残る。
- ・重度障がい者にとって期限付き GH はこだわりや特性等により生活が定着するまで時間がかかるのではないか。

② 退去後の支援の必要性

- ・一人暮らしをすることで社会的に孤立しないことが重要ではないか。家と仕事の他、余暇活動などの社会交流の場や、切れ目のない退去後の支援が必要。
- ・一人暮らしに移行しても、引き続き必要な福祉サービスを利用できるようなシステム作りが必要。
- ・期限付きの GH を国の制度として作るのであればその後の一人暮らしへの支援

(住宅探しから、生活の定着まで)を集中的にしないと期限がきても受け皿がない。「自立生活援助制度」はあまりうまく機能していないのではないかと?

③ 期限付き GH のメリット (賛成の意見)

- ・「期限がある」というのは目標設定しやすく GH 生活がとて有意義に感じられる場面もある。
- ・一人暮らしをしたい障がい者は多くいるので、退去後の支援サービスが充実するのなら通過型期限付き GH は需要があり必要だと思う。
- ・前職の経験上、精神障がいの方は、障害年金と生活保護を受給し、収入は作業所での工賃、週1回ヘルパーさんに自宅へきてもらって生活を営んでいた。困ったことがあれば作業所の職員や担当医師、ケースワーカーなどが解決に向けて情報共有しながら動いている。なので、GH から一人暮らしへ移行するシステムには賛成。

④ 一人ひとりにあった支援を

- ・どこで誰と暮らすかは、障がいの有無にかかわらず誰にでも保障される権利。暗黙の了解で「重度だから一人暮らしを目指す」「重度だから入所」という障害支援区分に囚われた仕組みにならないかと危惧している。
- ・障害支援区分によって生活できる場所と生活したい場所が本人の意向ではないところで決定してしまわないか。
- ・障害支援区分の軽さ重さだけでははかれないその人の特性に応じた支援があるので、その問題点をいかに解決していくか。
- ・入居者一人ひとりによって一人暮らしへの可能性と課題が違う。

⑤ GH利用者の高齢化

- ・スタート(入居)の時点で50代60代の年齢だと終の棲家としての目標しかたてられないのも事実。20代30代からGHにチャレンジをして一人暮らしを視野に入っていれば、また変わるかもしれない。しかしなかなかそのような環境ではない。
- ・終の棲家化に関しては、その事により高齢者施設化してしまうのではないか、支援度が上がる事で若い入居者の支援に手が回らないのではないかと危惧している。

⑥ 既存サービスの充実度を上げる必要性

- ・軽度障がい者でも生活上での危機管理等、難しい人もいる。自立生活援助サービスが充実した後で期限付きGH案を実施しても良いのではないか。
- ・既存のGHから一人暮らしへ移行できた人がいれば加算する、というシステムを構築するほうが現実的なのは。
- ・軽度障がい者の生活の選択肢が増えていく半面、重度障がい者の受け入れ問題がある。重度障がい者に向けたサービス充実も同時に考える必要がある。

⑦ GHとしての安心感をいかに保つか

- ・GHは生活の場であり、訓練の場ではない為、期限付きGHでは生活の場としての安心感をいかにして担保するのが大事になってくると思われる。
- ・ただでさえ、重度心身障がい者向けのGHが少なく、入所施設での生活を余儀なくされている人が多い中、大規模なGHでの生活は入所施設と変わらないのでは。

⑧ その他意見として挙げたこと

- ・制度が先行して、当事者の意見や要望が反映されていない。
- ・仮に一定期間が過ぎても期限付きGHでの生活が整わない人はどうするのか。

● まとめ

今回の特集記事では、国が現在検討している期限付きの新類型GHを創設する案について、職員が率直に思うことをお伝えしました。様々な意見が出ましたが、どれもぱれっとホームの基本理念である「入居者の自主性・自己決定を尊重する」「地域の中で、その人らしい生活をおくる」といった考えに基づいた意見であるといえます。中でも「期限付きGHは目標を立てやすく有意義だと思うが、一人暮らしのハードルの高さを考えたときに、様々な課題を解決できる支援サービスが整っているかは疑問が残る。自立生活援助など既存のサービスを充実させることが先ではないか?」、「障害支援区分では計れない一人ひとりの課題と可能性が違う」という声は特に多く出ていたと感じます。また、「GHとしての安心感をいかに保つか」というテーマも現場職員が一貫して考えていることです。ここで、どのような生活を送りたいかは人それぞれで、ぱれっとホームはその選択肢のうちの一つです。だからこそ、入居者の方が安心して希望する生活を送れるような空間づくりはこれからも必要です。今回、職員が感じたことはそれぞれの経験に基づいていますが、基本理念に立ち戻ればぱれっとホームがより過ごしやすい空間になるためにはどうすれば良いか、考える良いきっかけになったと思います。

(しゅや・ぱれっとホーム 職員 飯山直子)